

2026年4月吉日

お客さま 各位

福江信用組合

**手形・小切手の発行受付の終了および払戻請求書による  
当座預金払戻しの取扱開始について**

平素は福江信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、福江信用組合では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、手形・小切手帳の発行を終了いたします。また、それに伴いまして、小切手によらない当座預金からの払戻方法として「払戻請求書」による払戻しの取扱いを開始いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手帳の発行受付の終了

2026年10月30日(金)をもちまして、手形・小切手帳の発行受付を終了いたします。

なお、発行終了時点で保有している手形・小切手帳につきましては、2026年12月30日(水)まで引き続きご利用いただけます。

2. 手形・小切手の振出期限

手形・小切手の振出期限を2026年12月30日(水)とします。

振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができません。

3. 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始

(1) 取扱開始日

2027年1月4日(月)

(2) ご利用方法

当組合所定の払戻請求書に口座番号、氏名、金額を記入し、届出印を押印のうえ、窓口へご提出ください。

(3) 注意事項

イ. 払戻請求書による払戻しの取扱いは、当座勘定お取引店のみとします。

ロ. 本人確認書類のご提示をお願いする場合がございます。

ハ. 払戻請求書は、当座預金のご契約者さまが当座勘定からの払戻しを請求する場合に使用するもので、他社への交付・譲渡はできません。

以上